

ディンゲル・バウチャー法草案について

平成 20 年 11 月 21 日
環境省市場メカニズム室

下院エネルギー・商業委員会のジョン・ディンゲル議員（民主党・ミシガン州選出）と、リック・バウチャー議員（民主党・バージニア州選出）は 2008 年 10 月 7 日、キャップ・アンド・トレード制度を含む気候変動法案の草案を発表した。両議員は同委員会の委員長と担当相委員長であり、これまで、下院においてホワイトペーパーを計 4 回発表する等、制度設計を検討してきた。今後は、同草案についてステークホルダーと協議を行い、2009 年に正式法案として議会提出予定である。

以下、同草案の概要をとりまとめる。

【タイムスケール】	2012 年以降					
【対象ガス】	GHG6 ガス					
【割当総量】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国 GHG 排出量を 2020 年までに 2005 年比 6%減、2030 年までに同年比 44%減、2050 年までに同年比 80%減。 ・ 割当総量は下記の通り(百万 t-CO₂)。HFC に関しては、別プログラムのもと、別途キャップが設定される（法施行後、24 ヶ月以内に設定。） 					
	暦年	右以外への 割当	地方天然ガ ス配給会社	暦年	右以外への 割当	地方天然ガ ス配給会社
	2012	4,987	0	2032	2,993	223
	2013	5,025	0	2033	2,890	215
	2014	5,912	0	2034	2,788	207
	2015	5,855	0	2035	2,685	200
	2016	5,797	0	2036	2,583	192
	2017	5,740	* 427	2037	2,480	184
	2018	5,625	* 418	2038	2,378	177
	2019	5,510	* 410	2039	2,275	169
	2020	5,395	* 401	2040	2,173	162
	2021	5,176	* 385	2041	2,070	154
	2022	4,956	* 369	2042	1,968	146
	2023	4,736	352	2043	1,865	139
	2024	4,516	336	2044	1,763	131
	2025	4,297	320	2045	1,660	124
	2026	4,077	303	2046	1,558	116
	2027	3,857	287	2047	1,455	108
	2028	3,637	271	2048	1,353	101
	2029	3,418	254	2049	1,250	93
	2030	3,198	238	2050	1,148	85
	2031	3,095	230	以降		

	<p>* 2017～2022年の地方天然ガス配給会社への割当については、米国の天然ガス使用量が少ない場合（2012～2015年の商業/民生部門での年間天然ガス平均使用量が9千9百万Btu以下である場合）、行われず（0となる）。当該判断は、2016年11月末までに、米国エネルギー情報局(EIA)等から得られる情報をもとに、担当官庁により行われる。</p>
<p>【対象とカバレッジ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 米国のGHG排出量の約88%をカバー。 • エネルギー部門（発電及び液化燃料、商業/民間部門用天然ガス）については上流、産業部門の大口排出源については下流。 • 割当については、複数のオプションを提示（下記参照）。対象セクターに割当を行う場合、一部の対象者に対してのみ割当が行われる。 <p><u>発電部門</u>→①の内、電力会社、商業用石炭発電事業者、独立発電事業者は、無償割当の対象となる。②は無償割当の対象とならない。</p> <p>① 全ての発電源</p> <p>② 州間の販売や流通を目的とした、石油若しくは石炭由来の液化燃料の生産源もしくは輸入会社であり、2008年あるいはそれ以降のいずれかの年において、当該燃料の燃焼が年間25,000t-CO₂以上の排出をもたらすもの</p> <p><u>産業部門</u>→無償割当の対象。</p> <p>③ 州間の販売や流通を目的とした、2008年あるいはそれ以降のいずれかの年において、次の物質の年間25,000t-CO₂以上の排出をもたらす、生産源若しくは輸入会社: (1)化石燃料由来のCO₂、(2)N₂O、(3)PFC、(4)SF₆、(5)NF₃、(6)その他法で定めるフッ素ガス</p> <p>④ 次の産業部門の排出源: (1)アジピン酸製造、(2)一次アルミ製造、(3)アンモニア製造、(4)セメント製造（粉砕のみは除く）、(5)HFC製造、(6)石灰製造、(7)硝酸製造、(8)石油精製、(9)リン酸製造、(10)炭化ケイ素製造、(11)ソーダ炭製造、(12)二酸化チタン製造</p> <p>⑤ 2008年あるいはそれ以降のいずれかの年において、以下の要件をみたす石油化学部門の排出源</p> <p>(1)アクリロニトリル、カーボンブラック、エチレン、二酸化エチレン、エチレンオキシド、メタノールの製造</p> <p>(2)上記以外で、年間25,000t-CO₂排出していると、担当官庁が認めるもの</p> <p>⑥ 2008年あるいはそれ以降のいずれかの年において、年間25,000t-CO₂以上排出している次の産業の排出源: (1)エタノール製造、(2)合金鉄製造、(3)食物処理、(4)ガラス製造、(5)水素製造、(6)鉄鋼製造、(7)リード線製造、(8)製紙パルプ、(9)亜鉛製造</p> <p>⑦ 2008年あるいはそれ以降のいずれかの年において、年間25,000t-CO₂以上排出している化石燃料燃焼装置、若しくは装置グループのうち、上記④～⑥に含まれないもの</p> <p><u>天然ガス配給事業者</u>→無償割当の対象。</p>

		<p>⑧ 2008 年あるいはそれ以降のいずれかの年において、46 万立方フィート以上の天然ガスを商業/民生部門の顧客に届けている地方の天然ガス配給事業者</p> <p>その他→無償割当の対象。</p> <p>⑨ 地中貯留サイト</p>	
【排出枠の割当方法】	有償割当の無償割当の組み合わせ	<p>・ 割当の対象となるのは、対象セクターと対策プログラムの 2 つに大別できる。割当方法として、排出枠を無償で割り当てる場合と、オークション収益を配分する場合との 2 通りがある。ドラフト案では、4 つの割当オプション a)～d)が提示されている。</p> <p>【割当対象】</p> <p>① 対象セクター：一部対象セクターが、排出枠の無償割当の対象となる。</p> <p>② 対策プログラム：気候変動関連のプログラムと、当該法案の施行により経済的影響を被る消費者へのプログラム。プログラムによって、排出枠を割り当てる場合（無償割当）と、オークション収益が支払われる場合とがある。</p> <p>【割当オプション】</p> <p>(オプション a)対象セクターへの無償割当が中心。</p> <p>(オプション b)オプション a より対象セクターへの無償割当を減らし、対策プログラムへ多く排出枠の無償割当/オークション収益の配分を行う。</p> <p>(オプション c) オプション b より対象セクターへの無償割当を減らし、適応含む対策プログラムへ多く排出枠の無償割当/オークション収益の配分を行う。</p> <p>(オプション d)対象セクターへは排出枠の無償割当は全く行わない。消費者対策を中心とした対策プログラムに排出枠の無償割当/オークション収益の配分を行う。</p>	
	有償割当	排出枠の売却方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 3 月 31 日までに第一回オークションを行い、その後四半期に開催。 ・ 販売される排出枠は、オークションを実施する年 (X 年) と、4 年後 (X+4 年) までの排出枠。 ・ オークションは、単一回封入入札、単一価格方式により行われる。 ・ 制度対象者は、遵守に使う排出枠の 80%以上を、オークションにより購入することはできない。 ・ いかなるオークション参加者も、一回のオークションに提供される排出枠の 10%以上を購入することはできない。
		売却収入の扱い	当該法案の運用コスト、もしくは対策プログラムへ使われる。
		無償割当	グラントファザリング方式
共通事項	割当の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社単位もしくは排出源単位 ・ 排出源の定義:工場 (plant)、 工作物 (structures)、 固定設備 (stationary) 	

		equipment)からなる、統合的なオペレーションを指す。同一人物の管轄下にあり1つ/複数の連続/隣接した所有地に立地し、かつGHGを排出する(可能性がある)補助建物と設備を含む。
	裾切り基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 産業部門(化学、一部の石油化学部門除く)の基準は、年間25,000t-CO₂以上の排出。 天然ガス配給事業者の基準は、46万立方フィート以上の配給。 上記以外の対象セクターには、裾切り基準は設けられていない。
	新規参入・閉鎖の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖した場合は、排出枠を政府へ返却。
【遵守評価】		遵守期間は1年間(暦年)翌年4月30日に排出枠を提出。
【ペナルティ】		ペナルティとして、不足した排出枠の補填義務を課した上、罰金(不足した排出枠×当該約束期間の排出枠適正市場価格の0.5倍)を課す。
【モニタリング・算定方法】		<ul style="list-style-type: none"> 気候レジストリー(Climate Registry)、その他の複数州によるプログラムや国際協定等を考慮し、排出量の算定・報告の基準を設定する。 法律制定後10年以内に担当官庁は、排出量の報告義務を課す事業者の基準に関するレビューを実施する。 <p><u>2007年～2010年：基準年</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 報告対象事業者は、年次報告書を2011年3月31日までに担当官庁へ提出。 報告対象事業者が報告対象のデータを記録しない等、報告義務を怠った場合、担当官庁は同期間の報告義務の適用撤回、または修正を行う。報告義務に加えて/または報告義務の代わりに、担当官庁はエネルギー消費やエネルギー生産に関するデータ収集を行う。 <p><u>2011年以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 報告対象事業者は、四半期毎のデータを当該期終了から60日以内に担当官庁へ提出する。
【排出量の検証方法】		<ul style="list-style-type: none"> 気候レジストリー(Climate Registry)、その他の州や地域によるプログラムや国際協定等を考慮し、排出量の検証の基準を設定する。 指定機関による認証が必要。
【登録簿】		法律制定後1年以内に担当官庁が連邦温室効果ガス登録簿(Federal GHG Registry)を設置する。
【費用緩和措置】	バンキング	<ul style="list-style-type: none"> 無制限に認められる。
	BORROWING	<ul style="list-style-type: none"> 翌年の排出枠は、無利子かつ上限なくBORROWING可能。 2～5年先の排出枠は、有利子かつ遵守に使う排出枠の15%を上限としてBORROWING可能。有利子の計算は$0.08 \times$(BORROWINGした排出枠のビンテージと遵守に用いた年の差)
	セーフティバルブ	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠価格の上昇を防ぐ目的で、「戦略的リザーブ」より、排出枠が四半期毎にオークションに出される。 戦略的リザーブには以下の排出枠が含まれる。

		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2012～2050年の割当総量から、合計2,665百万t-CO₂をリザーブ。リザーブする量/割当総量の割合が一定になるように、各年の割当総量から差し引く。 ➢ 有償割当を行った際の売れ残りの排出枠。 ➢ 戦略的リザーブのオークション収益は「戦略的リザーブファンド」に貯蓄され、国内或いは国際的クレジット購入費用に充てられる。排出枠購入分は戦略的リザーブに入れられる。 ・ 戦略的リザーブのオークションは、以下の最低行使価格を設け、単一回封印入札、均一価格方式で行われる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2012年の最低行使価格は、20～30ドル/t-CO₂より決定。 ➢ 2013～2014年の最低行使価格は、前年の最低行使価格×(5%+インフレ率)により決定。 ➢ 2015年以降の最低行使価格は、過去36ヶ月分の取引施設におけるスポット取引終値平均価格を30～100%上回る価格とする。 ・ 1度のオークションにかけられる排出枠の上限は以下の通り。但し、同上限は同年内に開催されるオークションであれば、融通可能。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2012～2016年：当該年の割当総量の5%を上限とする。 ➢ 2017年以降：当該年の割当総量の10%を上限とする。 ・ 戦略的リザーブから調達する排出枠は、10%を上限として遵守目的に使用することができる。また、いかなる参加者も1度のオークションで提供される排出枠総量の20%以上を購入することはできない。 															
【外部クレジットの利用】(オフセット)	<p>外部クレジットの使用を認める範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守には、①国内オフセットクレジット、②国際クレジット、③国際排出枠、④同法の別プログラムとして削減を義務付けられるHFC破壊からの排出枠の利用が認められる。 ・ ③、④については、使用上限なし。 ・ ①、②については、遵守に使う排出枠のうち、以下の割合が上限となる。 <table border="1" data-bbox="555 1397 1318 1644"> <thead> <tr> <th></th> <th>①国内クレジット</th> <th>②国際クレジット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013～2017年</td> <td colspan="2">計5%</td> </tr> <tr> <td>2018～2020年</td> <td colspan="2">計15%</td> </tr> <tr> <td>2021～2024年</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>2025年以降</td> <td>20%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		①国内クレジット	②国際クレジット	2013～2017年	計5%		2018～2020年	計15%		2021～2024年	15%	15%	2025年以降	20%	—
	①国内クレジット	②国際クレジット															
2013～2017年	計5%																
2018～2020年	計15%																
2021～2024年	15%	15%															
2025年以降	20%	—															
【国際競争力下にある業種への配慮】	他国の制度とのリンク	<p>②国際クレジットとして認めるものについては、法施行後1年間以内に決定。</p> <p>③国際排出枠は下記の要件をみたす制度から発行されるものに限り、使用可能。</p> <p>(1) 国家/超国家的な外国政府によって運営されている制度で、かつ1カ国/複数国からのGHG排出、もしくは当該国からの1つ/複数の部門からのGHG排出に対し、<u>義務的な総量規制</u>を設けているもの。かつ</p> <p>(2) モニタリングや遵守を含めて、同法と少なくとも同程度に厳しい制度。</p>															
		排出量削減政策を導入しない海外の国からの炭素集約度の高い輸入品に対しては、排出枠の提出を求められる。提出しない輸入品は米国関税領地内での販売が															

	<p>許可されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際気候変動委員会(International Climate Change Commission)を設置。 ➤ 国際気候変動委員会が対象製品を選定。当該法案で米国内での製造に影響が与えられるような、一次製品で、製造過程において大量の GHG を直接/間接的に排出するもの。 ➤ 対象国は、国際気候変動委員会が選定。米国と同等の GHG 排出削減対策を行っている国、後発開発途上国、国の排出量が世界の GHG 排出用の 0.5% 以下の国は<u>除く</u>。 ➤ 米国内のキャップとは別に、「国際リザーブ排出枠」を用意し、有償割当。米国内の対象企業は、この排出枠を遵守に用いることができない。担当官庁が認める海外クレジットの利用も可能。 ➤ オークション収益は、気候変動により影響を被った海外のコミュニティ支援に使われる。
<p>【市場に期待される機能を適切に働かせるための措置】</p>	<p>連邦エネルギー統制委員会(FERC)が炭素市場の監視を行う。</p>